

第 29 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

## 第29回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和5年9月21日(木) 午後1時20分～午後2時00分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1、2-2

3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員15名)

1 :	住本 浩也	2 :	中尾 正美
3 :	稲岡 卓美	4 :	本岡 俊郎
5 :	小林 衛	6 :	藤本 修造
7 :	政井 武雄	8 :	岸本 富生
9 :	田中 眞司	10 :	稲田 保
11 :	近田 武司	12 :	前田 薫
13 :	藤川 良昭	14 :	永井 達郎
15 :	土井 賢一	16 :	増田 種正
17 :	長谷川義博	18 :	青木 輝剛
19 :	藤原 廣典	20 :	中井 義則
21 :	森本 謙介	22 :	前田 明弘
23 :	横山 和行		

4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員0名)

5 議事に関係した事務局職員

事務局長 多鹿 博昭

事務局 高橋 言

6 会議に付した事件

議事

議案第152号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第153号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について

議案第154号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

報告事項

報告1 各種証明書の交付

報告2 農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出の受理

報告3 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理

## 【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

俗に「暑さ寒さも彼岸まで」とよく言いますが、彼岸になってもなかなか涼しくなっていないです。暑さのせいなのかはわかりませんが、いつもなら彼岸には咲き誇るヒガンバナが満開になっていないのが気にかかるようです。

本日第29回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしくお願いたします。

さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、第5条の許可申請に対する進達、農用地利用集積計画の決定などの、審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただ今から第29回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長 まず、最初にご報告申し上げます。

本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。

○議長 次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。

このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号3番 稲岡委員、4番 本岡委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長 それでは、これより議事に入ります。議案第152号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第152号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意

見を求める。

令和5年9月19日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページの3件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第152号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページ、2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 二葉町○○○○ ○○○○、譲渡人 二葉町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 二葉町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、二葉町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人と譲渡人は、親戚関係にあります。譲渡人は、現在、一人住まいで、田んぼの耕作等ができない状況になられており、譲受人に買い取りの依頼をされていたところ、話がまとまったとのこと。譲受人は、農地を所有しておられませんが、以前より他人名義の田を耕作してこられており、農業を専門にしてこられた農家です。このたびの農地は親戚であるので買い取られるとのこと。以前より稲作、野菜栽培をしてこられており、耕作放棄地もなく、特に問題ないと考えます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定

いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、3ページ、4ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 広渡町○○○○ ○○○○、譲渡人 広渡町○○○○  
○○○○、申請地：所在地 広渡町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○  
○○○㎡ 自作地、広渡町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡  
自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、親から息子さ  
んへの贈与による所有権移転であります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はご  
ざいませぬか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可するこ  
とに決定してご異議ございませぬか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定  
いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、3番について説明いたします。

参考資料の、5ページから8ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 王子町○○○○ ○○○○、譲渡人 新部町○○○○  
○○○○、申請地：所在地 新部町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○  
○○○㎡ 自作地、新部町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡  
自作地、新部町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、  
新部町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、新部町○  
○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計5筆 合  
計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

このたびの所有権移転の主な理由は、譲渡人の後継者不足と高齢による  
ためであると思われまゝ。一方、譲受人は、稲作にも熱心に取り組み  
れており、田植えから刈り取りまで、一式の農機を新部町にお住まいのおじ  
さんと共同所有しておられます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第152号 農地法第3条関係では、申請件数3件、うち許可件数3件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第153号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の3ページをお願いします。

議案第153号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年9月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、4ページの4件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第153号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、9ページ、10ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 王子町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 高田町〇〇〇〇  
〇〇〇〇、申請地：所在地 高田町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇  
〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、使用貸借権の設定、一般住宅、木造2階  
建 1棟 1階49.68㎡、2階50.92㎡となる予定です。第3種農地です。

譲渡人と譲受人は親子の関係にあります。譲受人は譲渡人の2男で、譲  
渡人の長男は東京、同じく3男は名古屋にそれぞれ在住されています。譲  
受人が親のあとを継がれるという形で、地元に戻ってきて、親の世話をさ  
れるため、譲渡人の自宅に隣接して住宅を建てられるとのこと。何ら  
問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側と西側が宅地と道路、南側が水路、北側が  
譲渡人の田となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあ  
たりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、一  
部事前着工がありますので始末書及び現況写真、ともに提出されておしま  
す。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま  
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達するこ  
とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定  
いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、2番について説明いたします。

参考資料の、11ページ、12ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇、および大阪市淀川区西宮

原〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 加東市新定〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地:所在地 広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡ 小作地、摘要として、0.45m×0.45m×120本の太陽光発電設備支柱について、3年前に許可を得られており、3年ごとの賃借権設定、農振農用地内の営農型太陽光設備支柱への一時転用の更新です。農振農用地です。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、2番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が水路、西側と南側が貸人の畑、北側が宅地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、3番について説明いたします。

参考資料の、13ページ、14ページをあわせてご覧ください。

申請人:譲受人 古川町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 〇〇〇〇相続人、久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、加古川市加古川町大野〇〇〇〇 〇〇〇〇、および久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地:所在地 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、賃借権設定、パレット等の資材置場、肥料置場、従業員用普通車4台、作業用軽トラッ

ク2台、2トントラック1台の露天駐車場、転回・積み降ろしスペース等となる予定です。第2種農地です。

当該農地につきましては、数年前までは譲渡人（〇〇〇〇さん）が耕作しておられましたが、農機具が古くなり、2年ほど前から、譲受人にお願いしておられました。このたび、譲渡人には農機具が無いから田んぼができないとのことで、賃借権設定され、譲受人に貸されるものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、3番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側と南側が水路、西側が田、北側が道路となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については進達することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、4番について説明いたします。

参考資料の、15ページ、16ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 明石市大久保町谷八木〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 久茂町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 久茂町〇〇〇〇 〇〇〇〇  
地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転、一般住宅、木造平屋建 1棟 1階 127.53㎡となる予定です。第3種農地です。

譲渡人と譲受人は親子関係にあります。譲受人は、親の住む近く帰ってきて家を建てられたいとのことでした。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、4番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側と西側と北側が譲渡人の田、南側が水路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思っております。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 4番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第153号 農地法第5条関係では、申請件数4件、うち進達件数4件により審議は終了いたしました。

(農用地利用集積計画の決定について(所有権移転))

○議長 次に議案第154号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書5ページをお願いします。

議案第154号

農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和5年9月21日提出  
小野市農業委員会 会長 岸本 富生

6ページをお願いします。

市長部局より、令和5年9月8日付で、意見を求められています。

7ページの「農用地利用集積計画書」をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は、

広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん で、農地1筆、〇〇〇〇㎡を、売買により取得されます。

8ページをご覧ください。所有権の移転をする者は、敷地町〇〇〇〇 〇〇〇〇さんでございます。

〇〇〇〇 〇〇〇〇さん（所有権の移転を受ける者）は、現在、経営耕地面積〇〇〇〇㎡の認定農業者です。

今回の計画内容につきましては、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第154号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第154号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）に関する審議は終了いたしました。

（報告事項）

○議長 次に、報告事項に移ります。

報告事項 1から3までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 9ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和5年8月1日～令和5年8月31日)  
令和5年9月21日  
小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 農家証明 番号1 住所 片山町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇  
使用目的 農業用倉庫

以上記載のとおり、農家証明につきましては、1件で、使用目的は、農業用倉庫1件でございます。

(2) 耕作証明 番号1 住所 檜山町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇  
使用目的 軽油免税申請

以下記載のとおり、耕作証明につきましては、合計5件で、使用目的はすべて軽油免税申請でございます。

引き続きまして10ページをご覧ください。

#### 報告2

下記のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和5年8月1日～令和5年8月31日)  
令和5年9月21日  
小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 鳥取県倉吉市岡〇〇〇〇 〇〇〇〇および三木市加佐〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 垂井町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、一般住宅用地 所有権移転 令和5年8月24日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。

以下、記載のとおり、農地法施行令第10条第1項の規定による届出は、2件 2筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして11ページをご覧ください。

#### 報告3

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和5年8月1日～令和5年8月31日)  
令和5年9月21日  
小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人(相続人) 天神町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人(被相続人) 船木町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示	所在地	船木町〇〇〇〇	〇〇〇〇	地目畑
		面積〇〇〇〇	m <sup>2</sup>	
		船木町〇〇〇〇	〇〇〇〇	地目田
		面積〇〇〇〇	m <sup>2</sup>	
		船木町〇〇〇〇	〇〇〇〇	地目田
		面積〇〇〇〇	m <sup>2</sup>	
		船木町〇〇〇〇	〇〇〇〇	地目田
		面積〇〇〇〇	m <sup>2</sup>	
		船木町〇〇〇〇	〇〇〇〇	地目田
		面積〇〇〇〇	m <sup>2</sup>	
		船木町〇〇〇〇	〇〇〇〇	地目田
		面積〇〇〇〇	m <sup>2</sup>	
		船木町〇〇〇〇	〇〇〇〇	地目田
		面積〇〇〇〇	m <sup>2</sup>	
		船木町〇〇〇〇	〇〇〇〇	地目田
		面積〇〇〇〇	m <sup>2</sup>	
		以上合計 8 筆	合計面積 9,639.71 m <sup>2</sup>	

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和5年8月1日受理  
農地法3条の3第1項の届出はすべて相続による所有権の取得が8件  
で、合計47筆 〇〇〇〇m<sup>2</sup>でございます。

#### 追加報告

先月8月の委員会で議案として提出いたしました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見」について、8月末までにご意見がございましたら、事務局までお願いいたしますと説明させていただきました。2点のご意見をいただきましたので、市長部局の産業創造課にお伝えいたしました。添付しております資料、1点目は、1ページ、「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」中、「2. 小野市農業の課題」2行目、従来の表現ですと「農業機械への過剰投資」とありましたが、これは農業を頑張られている方からすれば、やや過激な表現ではないかとのご指摘があり、「高額な農業機械への投資」という表現に変更していただきました。2点目は、6ページ、「第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標」中に〔個別経営体〕のそれぞれの数字が入っていますが、これらの数字について、どこから引用された数字なのかというご意見でした。産業創造課によりますと、兵庫県が定めている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」には、兵庫県内の認定農業者各経営体のそれぞれの数字が記載されているのですが、小野市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」については、兵庫県に倣って、小野市の認定農業者各経営体のそれぞれの数字をそのまま採用してきたとのことでした。そのため、似たような面積であるのにトラクターの数に違いが生じたりしていま

すが、あくまで、個別経営体の出された数字でありますので、特別に算出方法があるのではないとのことでした。また、その点につきましては、指標の方に分かりやすく記述するとのことでした。

報告は、以上です。

○議長 報告1から3、ならびに追加報告について、事務局から説明が終わりました。

ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

## 【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。

これをもちまして、第29回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和5年9月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員3番

議事録署名委員4番